



日コ連 かわう版

2025年1月1日 第8号

一般社団法人
日本コインランドリー連合会

〒112-0004
東京都文京区後楽2丁目20番15号
TEL: 03-3811-5711 FAX: 050-3488-6907
E-mail: coinlaundry@jca2021.or.jp
ホームページ: <https://jca2021.or.jp>

第4回総会 開催

本法人は、2024年11月15日に第4回総会をA.P.新橋（東京都港区新橋）にて開催いたしました。当日は会員47社／65名、来賓を含む82名が参加。冒頭には最高顧問の萩生田光一先生、常任顧問の米田建三先生、経済産業省



萩生田最高顧問

● 貴重なデータが取得できたとの報告がありました。

議事では、昨年度の会計報告、新理事の承認、本年度の事業計画と予算が協議され、それぞれ賛成多数により議決されました。

総会後は恒例の懇親会が開催。賛助会員も含めた交流が活発に行われ、盛況のうちに閉会いたしました。



謹んで新年のお慶びを申し上げます。



理事長 宮澤敏文

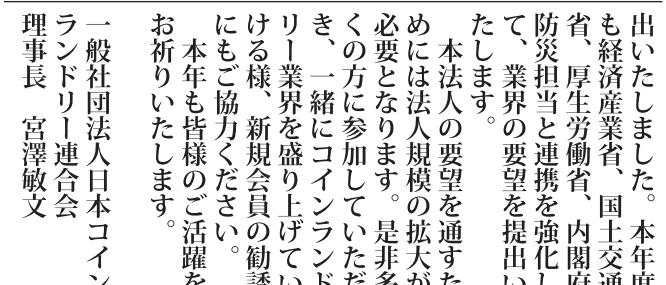
コインランドリーの店舗数は約25,000件といわれており、クリーニング店の店舗数と並ぶようになりましたが、「インランドリー」を利用する世帯はまだまだ少なく、その市場規模は1200億円程度から増えているのが現状です。このような状況を開拓するには、コインランドリーの利用率を上げなければなりません。

その一つの打開策は、寝具（特に羽毛布団）の洗濯です。近年、花粉ダニ、PM_{2.5}などによるアレルギーが増加し、布団洗いはその対策

として有効とされていました。
厚生労働省が推進する「健康づくりのための睡眠」を具現化するためにも、寝具の洗濯をクリーニング業界とともに新たな市場として開拓したいと考えております。

昨年、5月28日を「コインランドリーの日」に制定しましたが、本年の「コインランドリーの日」にはぜひ寝具洗いキャンペーンを実施し、利用率向上につなげていきたいと考えています。

本法人は昨年、業界団体として初めて要望（税制改正要求）を政府へ提



災害時の移動型ランドリー登録制度を検討「内閣府」

内閣府防災担当は、地震に活用可能な、住居、トライレ、キッチン、ランドリーなどの移動型車両・コンテナ等の登録制度を検討しています。

を内閣總理大臣登録し、
発災時に依頼があつた場合は、被災自治体に提供
し、定められた対価を受ける取る仕組みです。
現在、登録申請に係る規定を作成しており、ランドリート車両のスペック等に関する支援を日々連で行っています。

本法人からも要求をしていました「中小企業経営強化税制」「中小企業投資促進税制」の延長が来年度の政府予算において2年間の延長が決定いたしました。

中小企業の設備投資に関しては、今まで、資本金三千万円以下であれば、投資額の10%分(資本金三千円を超える場合は投資額の7%)を税額から控除することできましたが、今回の見直しでは、この対象に「建物」が追加されるほか、賃上げ率に応じて控除額が上乗せされ、物価高などで続く中、資金繰りの負担を和らげています。

また法人税は、大企業の場合は23.2%の税率

率がかかりますが、中小企業は、所得のうち 80 万円までの税率が 15% に低く抑える優遇措置が設けられています。なお、中小企業庁の公示では、「対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。」との記載が残りますが、国税庁の解説にて、「コインランドリー業が主要な事業に該当する場合対象から除外しない」との記載がされていますので、本業副業を問わず、コインランドリーで収益を得ている事業者は、積極的に税制を活用ください。

中小企業税制優遇措置 2年間の延長が決定

